

令和 7 年度(2025 年度) 豊中市チャレンジ事業補助金募集要領

1. 豊中市チャレンジ事業補助金の目的

豊中市チャレンジ事業補助金は、市内事業者や市内事業者で構成されるグループまたは団体が新たにに取り組む事業で、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大が期待されるものに対し、市から補助金を交付することにより、その効果を高める又は事業の促進を図るものです。

2. 令和 7 年度(2025 年度) 制度概要 ※詳細は本募集要領の各項目をご確認ください。

【申込期間】 令和 7 年 4 月 1 日～5 月 30 日

【事業実施期間】 交付決定日～令和 8 年 3 月 31 日

(1) 対象者について

以下のいずれかに該当する事業者が対象であり、

事業者連携により取り組むものについては事業者で構成されるグループでの申込も可能です。

- ①中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- ②ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。
- ③前 2 号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体。
- ④中小企業法に定める中小企業者の規模を超える企業。（コミュニティビジネスコースのみ）

(2) 募集する事業は「新商品開発・新サービス創出コース」、「コミュニティビジネスコース」の 2 コースとなっております。

コースにより対象要件及び、審査基準が異なりますので、実施していただく事業の内容により応募コースを選択してください。（応募はいずれか 1 コースのみとなります）

①「新商品開発・新サービス創出コース」（補助率 1/2）

金型製造や加工機械の導入などの新製品の開発のための取り組み、ふるさと納税返礼品に登録するための商品開発・リニューアルをするための取り組み、新技術・新サービス等を開発するための取り組み、展示会への出展などの販路拡大のための取り組み、大学やデザイナー等と中小企業の新たな事業展開のための取り組み、社会経済状況の変化に対応する業態転換等に係る経費を一部補助します。

②「コミュニティビジネスコース」（補助率 1/2）

社会・地域課題解決にビジネス手法を取り入れているコミュニティビジネス（CB）事業に係る経費を一部補助します。

(3) 補助上限金額について

補助上限金額は両コース共通で 150 万円となります。

3. 補助対象者

この補助金を申請することができる者は、次のとおりです。

【 1 社 】

市内の事業者（※1）

【グループ】

市内の事業者が幹事であり、メンバーの2分の1以上が市内の事業者で構成されるグループ

【 団 体 】

構成員の2分の1以上が市内の事業者で構成される市内の商業団体・工業会等

ただし、補助金の交付申請時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある団体に限ります。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者としてします。

- 1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- 2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等
- 3) 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体
- 4) 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業（以下、「大企業」という。）

★申込者（代表者）が大企業の場合は、コミュニティビジネスコースのみの申込みとなります。

※2 グループの場合は、幹事が代表してお申込みいただきます。

幹事は本補助金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。

※3 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、納税義務のない任意団体においては、その代表が豊中市税を完納していれば問題ありません。

※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

5. 補助金額等

補助率・補助上限額	補助率：2分の1
	補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。（1,000円未満切り捨て） ①補助対象経費の合計額の2分の1 ②150万円

- (1) 国、府又はその他の公共団体等から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、本補助金の交付を併用して受けることはできません。
- (2) 交付決定は、予算の範囲内で行います。
交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。
- (3) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します。

5. 募集事業の内容（補助対象事業）

◆補助対象事業の要件

①申込者（市内事業者）にとって新たな取組み（チャレンジ）であること

※すでに多くの事業者が取り組んできた内容であっても、申込者にとって、新たに取り組む一歩であり、その一歩を踏み出すことが申込者の経営力（事業の安定化、事業拡大、事業転換…等）の強化につながる事業であれば、補助対象とするものであり、必ずしも全国に先駆けるような新規性を問うものではありません。ただし既存事業の広告宣伝の強化のみであるなど、新商品・サービスや付加価値の創出に繋がらないものは対象外となります。

②グループ・団体の場合、申込者の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものではないこと

③申込時点において、補助対象経費の合計額（事業費）が概ね 100 万円以上の額であること

6. 補助対象経費

（1）補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

①使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること

②交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること

③支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

（2）補助対象経費となる期間について

補助金交付決定日以降に発生し、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までに終了（支出）し、かつ、市が指定する期日までに市への実績報告がなされるものが対象となります。

＊補助対象となる経費は、補助期間中に取り組んだものに限られます。

補助事業期間中に発注・支払等がされていても、実際の事業取り組みが補助対象期間外であれば、補助対象にはなりません。

＊見積もりは交付決定前でも構いませんが、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて交付決定日以降、補助対象期間中に行われている必要があります。

＊やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は、市と相談のうえ、豊中市チャレンジ事業補助金事前着手届（様式第 4 号）をご提出ください。

（3）財産の管理と処分について

補助対象経費により取得した財産（以下、「取得財産」という。）については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

＊取得財産の単価が 10 万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定めに従って適切に管理してください。

＊取得財産については、取得日から 5 年間（※取得財産の単価が 10 万円以上の場合は前文に定める期間）は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

(4) 補助対象経費となる費目について

補助対象費目	内容
謝金	補助事業実施に当たり、補助事業者に対する専門家からのアドバイスに対して支払われる謝金等です。 補助事業者が事業として実施するセミナー等の講師謝礼は含まれません。
会場・機材等借上料	会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。 会場設営費用等も含まれます。
原材料費	原材料として購入し、加工するものを購入する経費等です。
外注費・委託費	金型製作などの補助事業者が事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
知的財産権取得経費	知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用等です。 (出願料等は含みません。)
印刷製本費	座学講習テキスト、報告書等の印刷等、本事業に必要な経費等です。 なお、補助事業者等のコピー機を利用する場合にあっては、原則実費(算定基準が明確になるものに限る。用紙代含む。)で精算します。
広告宣伝費	印刷物等の作成、新聞折込等、補助事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
工具備品借上料	補助対象事業において必要な工具備品の借用に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u>
通信運搬費	他の事業の経費と明確に区分できる切手代、資料の発送費等です。 また、補助事業に係る部分の回線等使用料・設置にかかる初期費用・回線工事料も補助対象となります。
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代	補助対象事業においてモニターアンケート等を行う際の景品・記念品代が対象となります。展示会等で配るモニター商品等も対象になります。 (不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律(第百三十四号)に基づく景品規制の限度内のものに限る)

機械装置・システム構築費	補助対象事業において必要かつ新規に導入する機械装置及び情報システムの購入・借用・改修に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u> (例：製造業や建設業における自動的な製造ラインを構成する高機能な機械設備の導入費用やデジタル化に向けてソフトウェア・情報機器等の情報化投資費用など)
人材確保促進環境整備費	多様な人材の確保を図るため、勤務形態や国籍などに関わらず、快適に働くことができる職場環境への改善（新築、増築、リフォーム）に要する施設整備費等です。対象経費は、概ね「改装工事費」と同じです。 (例) 女性更衣室の設置、休憩室の設置、子育てスペースの設置など
その他市長が必要と認めた経費	——

- (注1) 製品等の量産に係る費用は対象にはなりませんので、ご注意ください。
- (注2) 原則として備品や消耗品の購入は対象になりませんので、ご注意ください
- (注3) 機械装置を除き、物品の購入等にかかる送料、運賃は対象にはなりませんので、ご注意ください。
- (注4) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

7. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	提出区分 (1社)	提出区分 (グループ)	提出区分 (団体)
<全コース共通>			
① 豊中市チャレンジ事業補助金交付申込書 (様式第 1-1 号)	◎	◎	◎
② 豊中市チャレンジ事業補助金実施計画書 (様式第 1-2 号)	◎	◎	◎
③ 豊中市チャレンジ事業補助金予算書 (様式第 1-3 号)	◎	◎	◎
④ 申込事業者について (様式第 1-4 号)	◎	◎	◎
⑤ 幹事選定報告書 (様式第 1-5 号)	—	◎	—
⑥ 役員等名簿 (様式 1-6 号)	—	—	◎
⑦ 豊中市チャレンジ事業補助金誓約書 (様式第 1-7 号)	◎	◎	◎
⑧ 事業の補足説明資料 (様式自由、A4 サイズ)	△	△	△
⑨ 法人の場合：履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 個人の場合：本人確認書類の写し ⑪の確定申告書の提出ができない場合は、開業届	◎	◎	◎
⑩ 豊中市税に未納のない証明書 (市役所もしくは各出張所で発行)	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑪ 直近 2 期分の決算関係書類 (※) 法人の場合：法人税確定申告書、貸借対照表、損益計算書、 販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書 個人の場合：確定申告書一式	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑫ 事業や法人を紹介するパンフレット等	△	△	△
⑬ 年間の事業計画書・事業報告書	△	△	◎
⑭ 定款又は会則	—	—	◎
⑮ 役員名簿及び会員名簿	—	—	◎
⑯ 事業の実施を承認した総会・理事会等の概要	—	—	◎
<人材確保促進環境整備費を含む場合> 上記書類を添えて、下記書類も提出してください。			
⑰ 改装後のイメージ図	◎	◎	◎

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

(※) 注 1. 決算期が 2 期に達していない場合は 1 期分。直近決算月から半年以上経過している場合は、直近 2 期分の決算関係書類にあわせて直近の試算表。

注 2. 創業 1 年未満で決算書の提出ができない事業者は、事業計画書および収支予算書。
あわせて直近の試算表 (任意)。

(2) 申込方法

令和7年(2025年)4月1日(火)から令和7年(2025年)5月30日(金)正午までに、
申込書類一式を下記問い合わせ先へ持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。
申込期日までに一部でも書類の不足、不備があった場合は申込受理できませんのでご注意ください。

※メールで申し込まれる場合は、件名を「申込者名 豊中市チャレンジ事業補助金申込」として
ください。また、メール容量の関係で受信できない場合がありますのでメール送信後、必ず電
話でご連絡ください。

(3) 相談期間

申込期間中、補助金制度に関することや事業計画についての相談を受け付けております
令和7年(2025年)4月1日(火)から令和7年(2025年)5月30日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

事業計画のブラッシュアップにぜひご活用ください。

【相談窓口】(要予約)

とよなか起業・チャレンジセンター(庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

Tel : 06-6335-4375

E-Mail : info@toyonaka-cc.net

相談を希望される場合は、必ず事前に予約をしていただきますようよろしくお願いします。

(4) 説明会

補助金の制度概要についての説明会を実施します。(要予約)

日時：令和7年(2025年)4月10日(木)15時～16時

場所：とよなか起業・チャレンジセンター(豊中市庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

定員：20名程度

申込：令和7年(2025年)4月1日(火)から4月9日(木)まで

豊中市電子申込システムよりお申込ください。

【問い合わせ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL : 06-6858-2188

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

※申込いただいた内容については「とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会」と共
有し、支援施策のご案内などに利用させていただくことがありますので、あらかじめご
了承ください。

8. 審査・プレゼンテーション

(1) 審査の流れ

①書類審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査（1次選考）を実施します。

②プレゼンテーション審査

- ・書類審査を通過した方は、お申込みいただいた事業計画についてのプレゼンテーション審査（2次選考）を実施します。

- ・プレゼンテーション審査の日程については、令和7年（2025年）6月下旬頃を予定しています。決まり次第、対象者には開始時間や用意していただくもの等について、別途お知らせいたします。

※プレゼンテーション審査の指定時間に遅刻・欠席した場合は、不採択となります。

- ・プレゼンテーション審査においては、豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会からの質問を行うことがあります。

※審査にあたって、専門家等に意見を求める場合があります。

(2) 交付決定について

豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会の意見を参考にしたうえで、市が決定します。

(3) 評価基準

次貢の項目について、総合的に判断します。

項目		配点		内容
		新商品開発・ 新サービス創 出コース	コミュニティ ビジネスコース	
①チャレンジ性	新規性 挑戦性	15	5	申込者にとっての新規性、挑戦的要素を含む事業計画であるか。
	先駆性 革新性	10	10	先駆性、革新性のある事業であるか。他事業者のビジネスモデルとなるような事業か。
②事業継続性	継続性	15	15	補助金を有効に活用し、補助期間終了後の事業継続について具体的な計画があるか。
	自立性 事業性	10	10	収支計画を立て、補助事業終了後、自立的に事業を継続できる姿勢があり、見通しがたっているか。
③市場性	市場ニーズ	15	10	市場のニーズがあるか、または、ニーズを掘り起こすことができるか。
	将来性	10	5	商品、サービスやその提供方法に競合優位性はあるか。 競合他社の分析ができているか。 事業拡大を見込んでおりその道筋が描けているか。
④実現可能性	財務健全性 実施体制	15	15	財務状況が健全であり、事業実施が可能な資金、組織体制が確保されているか。 資金調達が必要な場合、資金調達計画に具体性があるか。
	専門的知識 経験	10	5	事業実施のための専門的知識や経験などを有しているか。
⑤地域への波及効果	地域性 社会性	—	15	事業に取り組むことで、地域内の他事業者・団体に経済的影響を与えるものか。
	発展性	—	10	社会的課題に取り組む、または、地域密着型のビジネスモデルで地域課題を解決するような事業計画になっているか。

(4) 審査結果

審査結果について、令和7年(2025年)7月上旬に書面にて通知いたします。

審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(5) 公表

補助対象事業の決定を受けた事業については、企業、グループ又は団体名、幹事企業名、事業名、並びに事業概要等について、公表させていただきます。

(6) スケジュール

4月1日(火)～5月30日(金)	相談期間
4月1日(火)～5月30日(金)	申込書類受付期間
4月10日(木)	説明会
5月30日(金)	募集締切(必着) ※メールの場合は、正午までに受信したもの
6月中旬	第1次選考(書類審査)
6月下旬	第2次選考(プレゼンテーション審査)
6月末～7月上旬	選考結果通知、事業実施

※メールで申し込まれる場合は、メール送信後、電話でご連絡ください。

また、必要書類の不備等がある場合は、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助対象事業決定後について

補助金は精算払いとなります。補助決定事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、補助金を交付いたします。

(8) 事業成長支援プログラムへの参加について

補助金交付決定事業者は、別途実施する事業成長支援プログラムへ優先して参加することができます。事業内容、スケジュール等詳細については交付決定事業者へ別途ご案内します。

【参考 前年度実施事業 「BizCampAcceralationProgramToyonaka」第1期】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/R6bcat.html>

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業の経費の配分の変更（20%以上の場合）、又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（令和13年（2031年）3月31日まで）保存してください。
- ⑤補助決定事業の成果について発表を求めることがあります。また、補助事業期間終了後も経営状況についてのアンケート調査やヒアリング、事業報告会への参加を求めることがあります。
- ⑥補助事業の成果物等について発表する場合は本補助金の交付を受けたことを明示してください。

10. 問合せ先

【申込書の提出先、その他制度全般について】

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係
TEL：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058
E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【事業内容の相談について】

〒561-0831 豊中市庄内東町2丁目1-4 庄内駅前庁舎2階
とよなか起業・チャレンジセンター
TEL：06-6335-4375